

日本海・九州西広域漁業調整委員会の互選委員について

1 委員会の設置（法第110条）

我が国周辺水域の水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を超えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、国の常設機関として設置されている。

また、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会を設けている。

○太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会、太平洋南部会）

○瀬戸内海広域漁業調整委員会

○日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海北部会、日本海西部会、九州西部会）

2 委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行う。

①複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討

②資源回復計画の作成に係る審議

③資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動（法第68条）

④①に関連する漁業調整

3 委員の構成（法第111条）

各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者並びに学識経験者で構成する。（日本海・九州西委員会の委員数29名）

鳥取海区互選委員：任 期：4年（H25.10.1～H29.9.30）

事務局：水産庁

協議内容：資源管理に係る協議

（国が作成した資源回復計画対象魚種：アカレイ(ズワカニ)、ベニズワカニ等）

フロンティア漁場整備事業（国直轄事業、排他的経済水域が対象）

【改選後の取扱】（水産庁指導）

①現在の互選委員が海区委員に再任された場合

→引き続き海区互選委員として任期を継続する。

②現在の互選委員が海区委員に再任されなかった場合

→新たな委員を互選する。

漁業法 抜粋

(漁業調整委員会)

第 82 条 漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会とする。

2 海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会はその設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、広域漁業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。

(所掌事項)

第 83 条 漁業調整委員会は、その設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する。

(設置)

第 110 条 太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を、瀬戸内海に瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く。

2 前項の規定において「太平洋」、「日本海・九州西海域」又は「瀬戸内海」とは、我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、それぞれ、太平洋の海域、日本海及び九州の西側の海域又は瀬戸内海の海域（これらに隣接する海域を含む。）で政令で定めるものをいう。

(構成)

第 111 条 広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 (略)

3 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

1 日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者各 1 人

2 日本海・九州西海域の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者 7 人

3 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者 3 人

4 (略)

(準用規定)

第 114 条 第 85 条第 2 項及び第 4 項から第 6 項まで（海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員）、第 96 条（委員の辞職の制限）、第 98 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項（委員の任期）、第 100 条から第 102 条まで（解任及び会議）並びに第 108 条（委員の失職）の規定は、広域漁業調整委員会に準用する。この場合において、第 85 条第 2 項中「第 3 項第 2 号の委員」とあるのは「(中略) 日本海・九州西広域漁業調整委員会にあつては同条第 3 項第 3 号の委員 (中略)」と、同項、同条第 4 項及び第 5 項並びに第 100 条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、同条中「第 85 条第 3 項第 2 号」とあるのは「第 111 条第 2 項第 2 号及び第 3 号、同条第 3 項第 2 号及び第 3 号並びに同条第 4 項第 2 号」と、第 108 条中「第 106 条第 2 項の規定により選出された」とあるのは「第 111 条第 2 項第 1 号、同条第 3 項第 1 号又は同条第 4 項第 1 号の規定により互選した者をもつて充てられた」と読み替えるものとする。

(委員の任期)

第 98 条 委員の任期は、4 年とする。

2 (略)

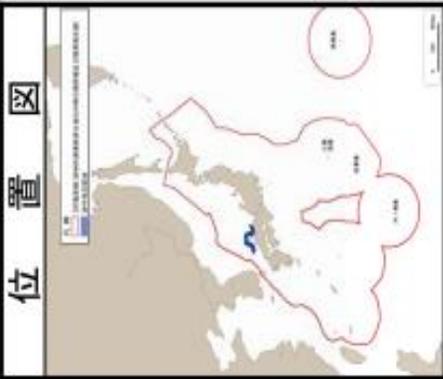
3 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

4 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

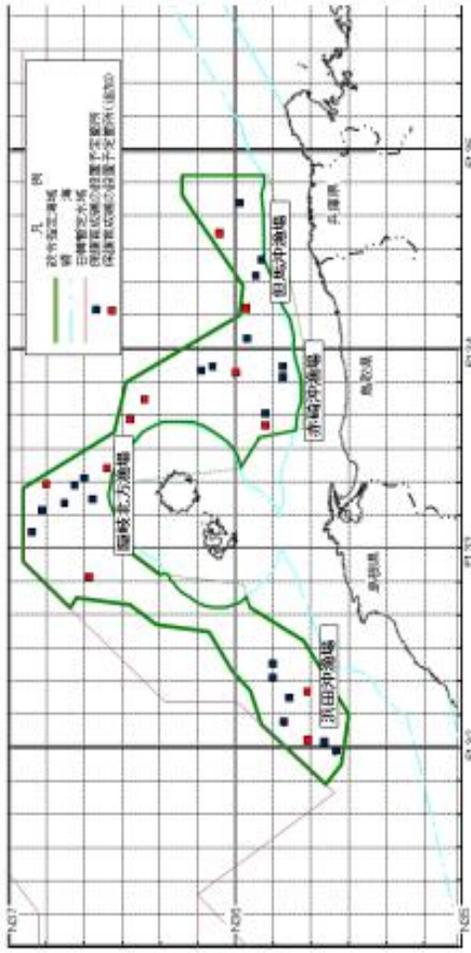
(委員の失職)

第 108 条 第 106 条第 2 項の規定により選出された委員は、海区漁業調整委員会の委員でなくなつたときは、その職を失う。

特定漁港漁場整備事業計画の内容



日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業計画の概要 ～ フロンティア漁場整備事業の実施 ～



整備目的
日本海西部海域におけるあかがれい及びずわいがい資源の保護増大

地区名: 日本海西部地区漁場
所在地: 兵庫・鳥取・島根三県沖合の我が国排他的経済水域
漁獲量: (兵庫・鳥取・島根属地産捕計) アカガレイ 3,208トン(H26) スワイガニ 2,140トン(H26)

主な整備の内容
保護育成礁 32群 12,500ha

事業主体: 国
総事業費: 13,700百万円
事業期間: H19～H33

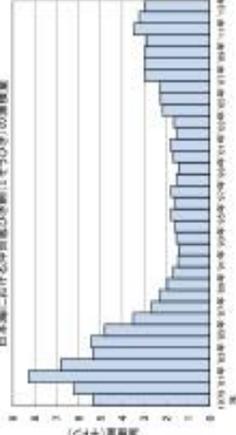
地区の概要

- ・日本海西部海域は、日本海固有水のほか、日本列島沿いに北上する対馬暖流の影響によりスワイガニ、アカガレイをはじめとして様々な魚種の好漁場を形成。
- ・「日本海西部あかがれい(ずわいがい)資源回復計画」が平成14年9月に公表され、休漁等の資源回復のための措置がとられるとともに、平成23年4月以降も、引き続き資源管理指針、資源管理計画の下、資源管理に努めている。
- ・本海域の沖合底びき網漁業の主要な漁獲物であるスワイガニ及びアカガレイの漁獲量が激減。近年、徐々に回復してきているが、引き続き資源管理等の取り組みを行うことが必要。

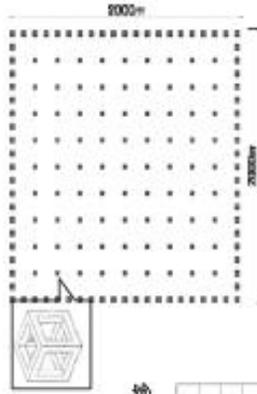
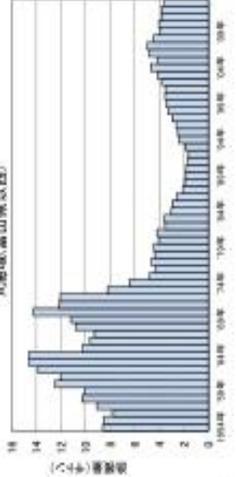
費用の負担割合
国: 3/4、関係3県: 1/4
(関係3県の分担の割合
兵庫48.2%、鳥取45.5%、島根6.3%)



保護育成礁の設置場所のずわいがい
日本海におけるあかがれい漁獲量の推移



保護育成礁での餌料生物
日本海におけるずわいがい漁獲量の推移



保護育成礁のイメージ

基本的には2,000m x 2,000mのブロックで囲まれた区画の中に更に複数のブロックを設置し、1群を構成。

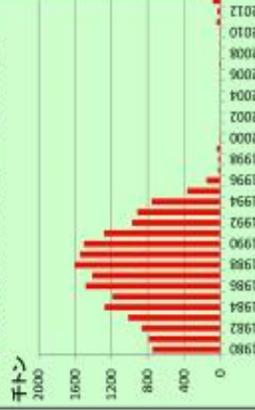
フロンティア漁場整備事業（隠岐海峡地区整備の概要）

～排他的経済水域内での水産資源回復の推進～

現状と問題点

- ・マイワシ・マサバ・マアジは、我が国の海面漁業生産量の20%を占める重要な魚種
- ・しかしながら、日本海西部・九州西海域の漁獲量が減少傾向
- ・特に、マイワシについては二十数年極めて低水準
- ・将来にわたる安定的な漁業活動、これを通じた水産物の安定供給の確保が出来なくなる恐れ。

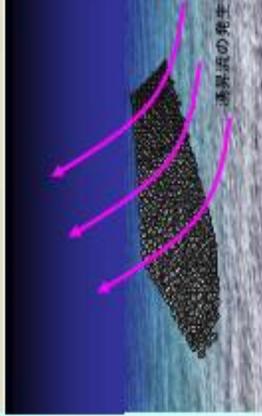
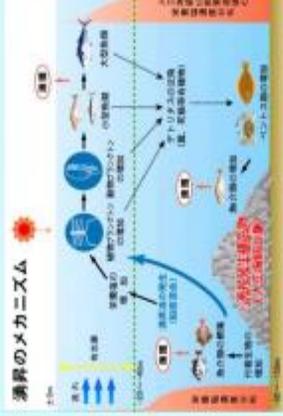
日本海西部・九州西海域のマイワシ漁獲量の推移（1980年～2013年）



事業内容

マイワシを主対象に日本海西部・九州西海域の資源の増大を図るため、新たに隠岐海峡において、国による基礎生産力を向上させるための漁場整備を実施する。

- 事業主体：国
- 総事業費：3,400百万円
- 事業期間：H25～H29
- 計画規模：湧昇流漁場1基



事業効果

- ・マイワシのほか、マサバ・マアジ資源の増大。
- ・国民への水産物の安定供給の確保。

我が国の海洋生物資源の資源管理指針や大中型まき網漁業における資源管理計画（平成23年3月公表）

小型魚保護・定時休漁等の取組

国が施行する漁場整備事業の要件の規定

1. 漁港漁場整備法改正(H19. 5. 30施行)

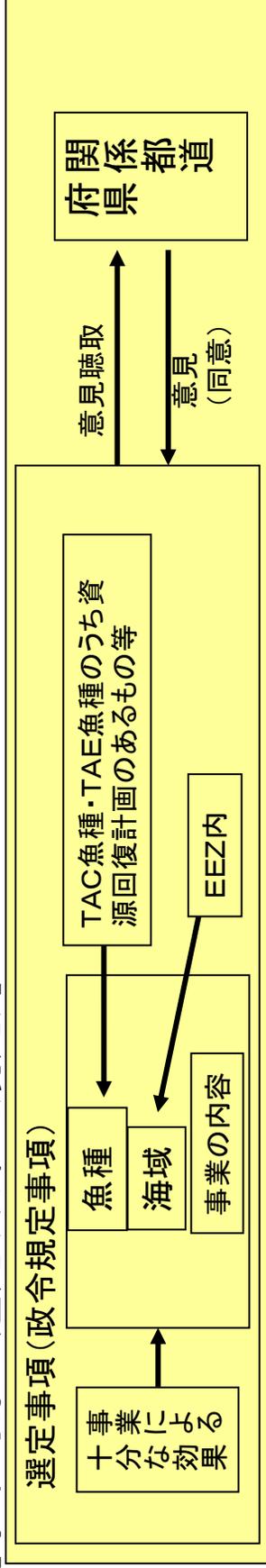
- ① 我が国の排他的経済水域において施行されるもの
- ② 「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に規定する
 - ・ 第1種又は第2種特定海洋生物資源のうち、
 - ・ その保護及び増殖又は養殖のための措置を緊急に講ずる必要のある水産動植物であって、保護のための措置が講じられているものを対象とするもの
- ③ 事業が施行される場合に、著しい効果があると認められるもの

2. 漁港漁場整備法施行令(H19. 8. 7閣議決定)

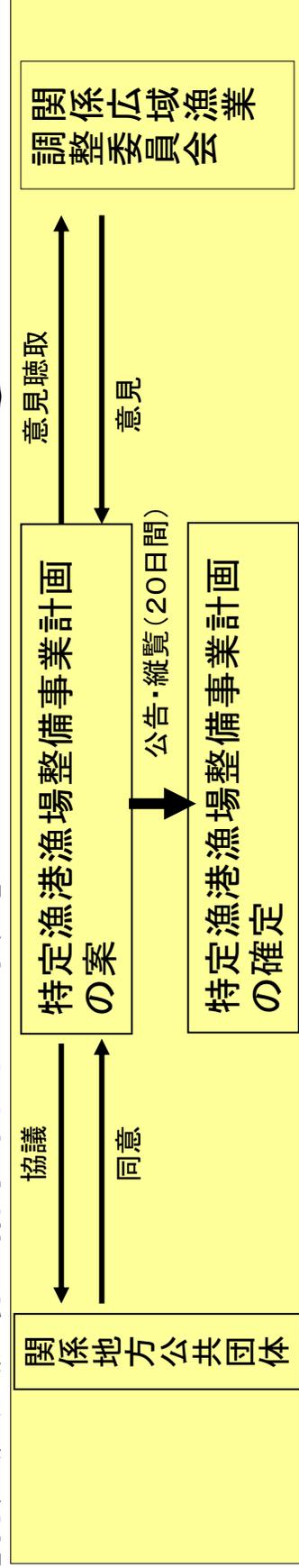
- ① 事業の対象とする水産動植物の種類
- ② 事業が施行されるべき海域
- ③ 事業の内容

国が施行する漁場整備事業の実施までの手続き

[事業対象の選定(政令で規定)]



[特定漁港漁場整備事業計画の策定]



[毎年度の事業の負担]

